

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学名誉教授

夫が飲酒運転で懲戒解雇に。 退職金が全額不支給になりそうです…。

夫が飲酒運転をして、大変なことになっています。大型連休前の金曜、夫は帰宅後、友達と久しぶりに飲むからと車で出掛けました。帰りは運転代行を利用すると言っていました。朝方になっても戻らず、電話をしても通じず心配をしていたら、自分で運転して電柱にぶつかる事故を起こし、警察に調べられていたのです。

警察官に飲酒検知をされた結果、呼気1ℓ中のアルコール濃度0.25mg以上の酒気帯び運転なので、検察庁から呼び出しがあるとのこと。おまけに運転免許も取り消されるとか、踏んだり蹴ったりです。会社には言わないといけないよねと夫婦で悩んだ挙げ句報告したところ、厳しく怒られた上、飲酒運転は社内手続きを経た上、懲戒解雇になると告げられたそうです。なんでも、会社が全社員に公示している「就業規則」にその旨書いてあると。

懲戒解雇の場合、規程によって退職金は全額不支給と聞かされて、絶望しました。夫はこれまで一度も問題を起さず、真面目に30年勤めてきたのです。退職金も1000万円近くは出るはず。教育資金はまだ必要だし、家のローンも残っていて、不支給ではとてもやっていけません。再就職もしいといけないし、夫はすっかり鬱状態なので、私が代わりに聞きに来ました。

全額不支給とは限りません。 弁護士をつけて会社と交渉を。

それは本当に大変なことでした。人身事故を起こさなかったことが不幸中の幸い。もしそうだったなら、道路交通法の酒気帯び運転に加え、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」違反となって、最低、過失運転致死傷罪（悪くすると危険運転致死傷罪）でした。被告人として裁判を受け、受傷程度や飲酒状況次第では執行猶予もつかず、実刑だったかもしれません。交通事故はほとんど重くなっていて、ことに飲酒運転が絡むと大変厳しいです。

う。いわゆる略式裁判で済むので裁判所に出頭する必要はありません。私が検事になって以後の40年間で格段に重くなった犯罪は三つ。交通事故犯（飲酒運転）、薬物事犯、そして脱税です。飲酒運転は運転者ばかりか、車両提供者、同乗者、酒類提供者も全て処罰の対象となるよう道交法が改正されています。飲酒による悲惨な事故が増え、社会全体で飲酒運転を厳しく取り締まるようになってきているのです。いわく「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」。

呼気1ℓ中のアルコール濃度0.25mg以上の行政処分である違反点数25点は公安委員会から通知が来ますが、たった一度で免許取り消し、かつ2年間の再取得不可なので、職業運転手にはまさに死活問題です。

酒気帯び運転は「呼気1ℓ中のアルコール濃度0.15mg以上」のことで、刑罰はかつて罰金のみでしたが、今や「3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金」です（道交法117条の2の2・3号）。初犯ということなので、たぶん罰金30万円〜50万円でしょう。

要はそれだけ危険かつ重篤な違反なので、どの会社も就業規則の懲戒処分対象に飲酒運転を掲げていて、その中で最も重い懲戒解雇が通常の扱いになっています。ただ退職金は、給与の後払い的性格もあり、全額不支給が当たり前かという点、会社の金の着服や機密情報漏えいといった会社への背信的行為とは性質が異なるので、裁判を起すと、3分の1程度は支給するよう裁判所が和解を促してくれるケースが多々あります。懲戒解雇になると再就職も厳しくなりますし、お金は欲しい。弁護士をつけてまずは会社と交渉をされてはと思います。